

試験問題

事業者名:

役職:

氏名:

【正誤問題】
解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

1.	「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。	○
2.	一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。	×
3.	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、利用者との間の契約に基づき運送ごとに設定し、運送終了後に国に報告しなければならない。	×
4.	一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。	○
5.	一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。	○
6.	貸切バスの営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受ける必要がある。	×
7.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。	○
8.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。	○

9.	一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。	○
10.	一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。	○
11.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡契約を締結すれば、一般貸切旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させることができる。	×
12.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐに生じる。	×
13.	一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	○
14.	一般貸切旅客自動車運送事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。	×
15.	一般貸切旅客自動車運送事業者の事業計画には、配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量を記載しなければならない。	×
16.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、三十日前までに届け出なければならない。	×
17.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。	○
18.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。	○

19.	貸切バス事業者は、旅客を運送中に事故により運行を中断したときは、当該旅客の運送の継続や出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければならない。	○
20.	旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。	○
21.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者等に対して、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行わなければならない。	○
22.	旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において一年間保存しなければならない。	×
23.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に少なくとも営業区域内の道路、地名、著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅が明示された地図であって地方運輸局長が指定する規格に適合するものを備えておかなければならない。	×
24.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。	○
25.	旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保管しなければならない。	○
26.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。	○
27.	一般貸切旅客自動車運送事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。なお、その内容を国土交通大臣に報告する義務はない。	×
28.	旅客自動車運送事業の整備管理者は、事業用自動車の運転者等に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条に規定する点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存しなければならない。	×

29.	一般貸切旅客自動車運送事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理を補助する者を選任した場合はこの限りではない。	×
30.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎年5月31日までに原価及び安全コスト額を把握するための原価報告書を提出しなければならない。	×
31.	一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、原則、旅客は乗車券を所持せずに乗車できない。	○
32.	自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては二年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)	×
33.	旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項等(国土交通省告示第1089号)に「輸送の安全に関する基本的な方針」は定めない。	×
34.	一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は18時間とすること。	×
35.	輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。	○

【選択問題】

次の法令の()にあてはまる言葉を下から選び、記号を入れて下さい。

36. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、()及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その内容記録した電磁的記録を三年間保存しなければならない。

ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離

エ

37. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを()の日から三年間保存しなければならない。

ア. 運送申し込み イ. 運送引き受け ウ. 運送の終了

ウ

38. 自動車の使用者は、当該自動車が()の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

ア. 道路運送法 イ. 道路運送車両法 ウ. 道路交通法

イ

【筆記問題】

39. 次に列記したものは、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する従業員のうち、その者に義務づけられた業務内容を示したものです。その者の正式名称を記入して下さい。

- ・乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること
- ・事業用自動車の運転者に対し、乗務記録を作成させ、保存すること
- ・必要がある場合は、事業用自動車に非常信号用具を備えること
- ・運転者の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと

運行管理者

40. 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員等の()についての規律を定めなければならない。
()にあてはまる語句を記入して下さい。

服務